

「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」
に対して寄せられた御意見について

令和6年3月18日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部
安全課・労働衛生課

標記について、令和5年3月30日から令和5年4月28日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	e-gov 上でなかなか本意見募集の対象がデジタル化であることがわからない。できればデジタル化等に関連することがわかるように意見募集すると、デジタル化を推進したい方々から適切な意見が収集できるのではないかな。	いただいた御意見は今後の意見募集を行う際の参考とさせていただきます。
2	紙の様式をなくすことは大いに賛成だが、何を記載するか情報は、適切な専門家の議論とパブコメ等の意見募集の対象になるようにすべきではないか。例えば労働者死傷病報告の様式23号において、性別（男、女）の記載がある。これは総務省の「ジェンダー統計の観点からの性別欄の基本的な考え方について」にあるように単純になくすのではなく、その使用目的を明確にして収集すべきではないか。そのためには、記載項目を明確にした規則等について適切にパブコメを実施し、多様な意見を収集する機会が得られるように運用すべきではないか。	本省令案は、労働者死傷病報告等の原則電子申請義務化及びそれに伴う労働者死傷病報告の報告事項の整理を行うものであり、報告事項の見直しを行うものではありませんが、今後報告事項の見直しを行う際には専門家や関係者のご意見、パブリックコメントによりご提出いただいたご意見等を踏まえて必要な検討を行ってまいります。
3	電子申請をしない理由として、控えの交付がされないため、所轄労働基準監督署長へ提出したことを容易に証明できない	本省令案により電子申請が原則義務化される各種報告について、控えが出力されるよう

	<p>ことがある。労働者死傷病報告や健康診断結果報告書についても、36 協定等を電子申請した時のような受付印のイメージが付いた控えをダウンロードできるようになれば、電子申請を行う事業者が増えると思う。</p>	<p>に必要なシステム改修等の対応について検討いたします。</p>
4	<p>セキュリティについて問題が無い形であるのであれば、特段反対を行わない。 (なお、LGWAN (運営基盤はソフトバンク系による。) が用いられている部分のある通信については、LGWAN の VPN に暗号化の機能があるとしても、単に他ネットワークと分けるのみで用いられているものとしてとらえ、その中でのホスト間の通信については、更に別の暗号化を施しての通信が行われるようにすべきと考える。)</p>	<p>電子申請を行う際に利用するネットワークは「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を踏まえて策定されたデジタル庁セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ方針の下、情報セキュリティに関する対策、運用、継続的改善を行っています。</p>